

長野市在宅障害者等タイムケア事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者等の福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条の地域生活支援事業として行う家族の疾病その他の理由により介護が困難な場合における在宅障害者等に対するタイムケアの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅障害者等 次のいずれかに該当する満18歳以上の者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、本市に住所を有するもの（支援法第19条第3項の規定により他の市町村の支給決定を受けているものを除く。）又は居住地特例適用者（支援法第19条第3項の規定により本市の支給決定を受けているものをいう。）のうち、支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設又は医療機関等に入所又は入院していないものをいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級又は2級であるもの
 - イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定による療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付若しくは特別障害者給付金を現に受けている者
 - エ 支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
 - オ その他市長が特に認める者
- (2) タイムケア タイムケア介護者が実施する時間預かりの介護サービスで、第3条第1項に規定するものをいう。
- (3) 知人等 在宅障害者等の近隣に在住する者又は知人（当該在宅障害者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）及び当該在宅障害者等と生計を一にする同居者を除く。）をいう。
- (4) 介護団体 次に掲げる要件を全て満たす事業者並びに当該事業者と同等の知識及び経験を有する法人その他の団体で市長が特に認めるものをいう。
 - ア 次に掲げる事業所のいずれかで在宅障害者等に係るタイムケアを実施する指定障害福祉サービス事業者（支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定障害児通所支援事業者（児童福祉法

(昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。) であること。

(ア) 支援法第29条第1項の規定による指定(支援法第41条の2第1項の規定の適用がある場合を含む。)に係る支援法第36条第1項に規定するサービス事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)

(イ) 児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定(同法第21条の5の17第1項の規定の適用がある場合を含む。)に係る同法第21条の5の15第1項に規定するサービス事業所(以下「指定障害児通所支援事業所」という。)

イ 障害者の地域福祉に関する実績があり、適正なタイムケアの実施が見込まれること。

ウ タイムケアを実施するために必要な衛生、防災その他障害者の安全性・安心性に配慮された構造及び設備を備えた施設で、かつ、タイムケアを実施するための専用居室等を有していること。

エ タイムケアを適切に実施するために必要な職員が配置されていること。

オ タイムケアを実施するに当たり、苦情の解決、障害者に対する差別の禁止、個人情報の保護等について必要な措置が講じられていること。

(5) タイムケア介護者 在宅障害者等のタイムケアを実施する知人等又は介護団体をいう。

(タイムケアの内容等)

第3 タイムケアの内容は、次に掲げるサービス等とする。ただし、知人等によるタイムケアは、第1号及び第3号のサービスに限るものとする。

(1) 食事、排せつ等の生活介護を行うサービス

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第 203号)第37条に規定する主治の医師又は歯科医師(以下「主治医」という。)の指示に基づく経管栄養の処置、呼吸の管理、たんの吸引等の医療的ケア(以下「医療的ケア」という。)を行うサービス

(3) その他市長が必要と認めるサービス

2 知人等によるタイムケアは、知人等が在宅障害者等又はその保護者(次項において「申出者」という。)から当該知人等によるタイムケアを利用したい旨の申出を受け、かつ、それを承諾した知人等が当該知人等又は在宅障害者等の自宅の居室等において実施するものとする。

3 介護団体によるタイムケアは、介護団体が申出者から当該介護団体によるタイムケアを利用したい旨の申出を受け、かつ、それを承諾した介護団体が当該介護団体の施設等において実施するものとする。

4 医療的ケアは、次に掲げる要件の全てを満たす指定障害福祉サービス事業者でなければ、これを行うことができないものとする。

(1) 医療的ケアが、支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に係る指定障害福祉サービス事業所において実施されること。

(2) 短期入所に係る指定障害福祉サービス事業所で医療的ケアを行う場合にあつて

は、次に掲げる看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の配置基準のいずれかを満たすこと。

ア 常勤換算方法（長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第13号）第3条第2項に規定する常勤換算方法をいう。）で1以上配置すること。

イ 医療機関等との契約に基づき当該医療機関等から指定障害福祉サービス事業所に看護職員を訪問させる等の体制が整備されていること。

(3) 在宅障害者等に対する医療的ケアを看護職員が実施すること。

（タイムケアの利用時間）

第4 1人の在宅障害者等がタイムケアを利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、1日につき8時間、一の年度につき300時間を限度とする。

2 1日のタイムケアの利用時間は、0.25時間を単位とする。この場合において、1日のタイムケアの利用時間に0.25時間に満たない端数があるときは、当該端数の取扱いについては、市長が別に定める。

3 年度の中途において第7第1項の決定を受けた場合における第1項の規定の適用については、同項中「一の年度につき300時間」とあるのは、「当該年度の末日までにつき300時間を12で除して得た時間に当該年度の残りの月数（1月未満の端数は、1月とする。）を乗じて得た時間（1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。）」とする。

4 市長は、在宅障害者等の障害の程度、タイムケアを必要とする理由その他の事情により当該在宅障害者等の利用時間が第1項又は前項の規定により難しいと認めるときは、当該在宅障害者等の利用時間を変更することがある。

（費用負担等）

第5 市長は、タイムケアを利用する在宅障害者等（以下「利用者」という。）がタイムケア介護者からサービスを受けたときは、当該利用者に対し、タイムケア費の一部を支給する。

2 前項の規定により支給するタイムケア費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 次のア及びイに掲げるタイムケア介護者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 知人等 タイムケアを利用する在宅障害者等（以下「利用者」という。）1人1時間につき640円

イ 介護団体 次の(ア)及び(イ)に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に掲げる額

(ア) (イ)に掲げる利用者以外の利用者 利用者1人1時間につき800円

(イ) 次のいずれかに該当する利用者 利用者1人1時間につき1,400円

a 医療的ケアを受ける者

b 重症心身障害者（重度の身体障害及び重度の知的障害のある障害者として市長が別に定める者をいう。）

c 支援法第4条第4項の規定に基づき厚生労働省令で定める障害支援区分

が区分3以上に該当する者であって、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者

(2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア イに掲げる者以外の利用者 前額の100分の10に相当する額

イ 次のいずれかに該当する利用者 零

(ア) 利用者及びその配偶者がタイムケアの利用のあった月の属する年度（タイムケアの利用のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(イ) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者がタイムケアの利用のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である利用者

3 前2項の規定により市長が支給するタイムケア費の額は、市長がタイムケア介護者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対しタイムケア費の支給があったものとみなす。

5 第2項第2号アの額は、タイムケア介護者が利用者に請求し、当該利用者が当該タイムケア介護者に支払うものとする。

6 タイムケアの利用に当たり生じた飲食費、交通費その他の実費及び前項第2号アの額は、タイムケア介護者の請求に基づき、利用者が当該タイムケア介護者に直接支払うものとする。

（利用の申請）

第6 タイムケアを利用しようとする者は、長野市在宅障害者等タイムケア利用申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 主治医の指示の内容が分かる書類（医療的ケアを受ける場合に限る。）。ただし、主治医の勤務する指定障害福祉サービス事業所において医療的ケアを受ける場合は、この限りでない。

(2) その他タイムケアの利用に関し市長が必要と認める書類

（利用の決定等）

第7 市長は、第6の申請書の提出があったときは、審査の上、利用の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）及びタイムケア介護者に通知するものとする。

2 市長は、タイムケアの利用を認める決定をしたときは、在宅障害者等、申請者及びタイムケア介護者に関する事項その他必要事項を台帳に記録するとともに、申請

者に対しては長野市在宅障害者等タイムケア利用決定通知書兼利用者証を、支援者に対しては長野市在宅障害者等タイムケア利用決定通知書を交付するものとする。

(タイムケア費の請求)

第8 タイムケア介護者は、タイムケア費の給付を受けようとするときは、長野市在宅障害者等タイムケア費請求書にタイムケアの利用の状況が確認できる書類を添えて、市長に請求するものとする。

(文書の様式)

第9 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年10月18日長野市告示第 690号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(長野市心身障害者タイムケア事業実施要綱及び長野市精神障害者タイムケア事業実施要綱の廃止)

2 長野市心身障害者タイムケア事業実施要綱(平成11年長野市告示第83号)及び長野市精神障害者タイムケア事業実施要綱(平成16年長野市告示第 643号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の長野市心身障害者タイムケア事業実施要綱第6第2項の規定により登録証の交付を受けている者及び長野市精神障害者タイムケア事業実施要綱第6第2項の規定により登録証の交付を受けている者については、この要綱の施行の日から平成18年3月31日までの間は、この要綱の第6第2項の利用者証の交付を受けた者とみなす。

(利用限度時間の特例)

4 タイムケアの利用に係る第4第4項及び第5項並びに様式第2号の適用については、平成18年度中の利用に限り、第4第4項及び第5項並びに様式第2号中「200時間」とあるのは、「228時間」とする。

附 則 (平成18年10月1日長野市告示第 555号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日長野市告示第 132号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(タイムケア費に係る経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者タイムケア事業実施要綱第4第2項の規定は、施行日以後のタイムケアの利用に係るタイムケア費について適用し、施行日以前のタイムケアの利用に係るタイムケア費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日長野市告示第 130号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日長野市告示第131号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日長野市告示第182号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者タイムケア事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のタイムケアの利用に係るタイムケア費について適用し、同日前のタイムケアの利用に係るタイムケア費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月27日長野市告示第578号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者タイムケア事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理した申請に係るタイムケアの実施から適用し、同日前に受理した申請に係るタイムケアの実施については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月7日長野市告示第458号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者タイムケア事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日以後のタイムケアの利用に係るタイムケア費について適用し、同日前のタイムケアの利用に係るタイムケア費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月27日長野市告示第604号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者等タイムケア事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係るタイムケア及び当該タイムケアに係るタイムケア費について適用し、同日前の利用に係るタイムケア及び当該タイムケアに係るタイムケア費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日長野市告示第166号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市在宅障害者等タイムケア事業実施要綱第5第2項の規定は、令和3年7月1日以後に行うタイムケアに係る費用の負担額について適用し、同日前に行ったタイムケアに係る費用の負担額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日長野市告示第131号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。